

## 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、清掃業務に係る資格審査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 要綱第7条第1項第1号に規定する経営の状況は、次により審査する。

(1) 営業の実績

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項各号の事業に係る直近1事業年度の売上高

(2) 営業年数

審査基準日現在までの営業年数

(3) 経営比率

直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書による次の比率

ア 流動比率

$\text{流動資産の額} / \text{流動負債の額} \times 100 (\%)$

イ 自己資本比率

$\text{自己資本の額} / \text{総資本の額} \times 100 (\%)$

ウ 固定比率

$\text{固定資産の額} / \text{自己資本の額} \times 100 (\%)$

2 要綱第7条第1項第2号に規定する経営の規模は、次により審査する。

(1) 自己資本の額

直近1事業年度の決算における資本金、資本準備金、利益準備金の合計金額（個人にあっては、次年度繰越純資金の額）

(2) 職員の状況

ア 職員数

審査基準日における清掃業務に従事する職員の数

イ 清掃関連資格取得者数

審査基準日におけるビルクリーニング技能士、建築物環境衛生管理技術者、清掃作業監督者、及び建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）の数

ウ 正規の職員の割合

審査基準日における清掃業務に従事する職員に占める正規の職員の割合

(3) 機械器具等の保有状況

審査基準日における真空掃除機、ポリッシャーの台数の合計

3 要綱第7条第1項第3号に規定する品質マネジメントシステムである国際標準規格ISO9000シリーズの認証の取得状況は、その取得の有無により審査する。

4 要綱第7条第1項第4号のアからエまでに規定する環境マネジメントシステムの認証等の取得の状況は、その認証・登録の有無により審査する。

5 要綱第7条第1項第5号に規定する育児休業制度、介護休業制度等の状況にあっては、就業規則における設定の有無、また、同項第6号に規定する一般事業主行動計画にあっては、都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の有無により審査する。

- 6 要綱第7条第1項第7号に規定する障害者の雇用の状況は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条及び第71条の規定の例により算定した県内の本店、支店、営業所等で常時雇用する労働者の数の合計に対するその雇用する障害者である労働者の数の合計の割合により審査する。
- 7 要綱第7条第1項第8号に規定するその他知事が必要と認める事項は、社会保険の加入状況、災害支援協定の締結状況及び暴力団排除活動の状況とし、次により審査する。
  - (1) 社会保険の加入状況  
審査基準日における雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の有無
  - (2) 災害支援協定の締結状況  
県と災害支援協定を締結している団体の会員登録の有無（審査基準日におけるものに限る。）
  - (3) 暴力団排除活動の状況  
不当要求防止責任者講習受講の有無

（審査事項の評定点）

第3条 前条に規定する事項を審査したときは、別表「審査事項評点数値表」により、それぞれの事項の審査結果を評点に換算し、各評点を合計して得た数値を清掃業務の評定点とする。

（資格の決定）

第4条 前条の規定による評定点が70点以上の場合、当該業務について要綱第7条第2項により入札参加資格がある旨決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年2月9日から施行する。
- 2 この要領は平成9年12月15日から施行する。
- 3 この要領は平成20年2月26日から施行する。
- 4 この要領は平成23年11月9日から施行する。
- 5 この要領は平成25年11月1日から施行する。
- 6 この要領は平成27年11月2日から施行する。
- 7 この要領は平成29年10月25日から施行する。
- 8 この要領は令和元年11月15日から施行する。
- 9 この要領は令和3年11月4日から施行する。

別表（第3条関係）

審査事項評価数値表

1 配点

項 目		点 数	
営業の実績（売上高）		25点	
営業年数		15点	
経営比率	流動比率	5点	
	自己資本比率	5点	
	固定比率	5点	
自己資本の額		10点	
職員の状況	職員数	20点	
	資 格 取得者数	ビルクリーニング技能士	22点
		建築物環境衛生管理技術者	18点
		清掃作業監督者	5点
		建築物清掃管理評価資格者 (インスペクター)	5点
正規の職員の割合	5点		
機械器具等の保有状況		20点	
品質及び環境マネジメントシステムの認証等の取得の状況		14点	
育児休業制度、介護休業制度の状況		2点	
一般事業主行動計画の状況		1点	
障害者雇用の状況		6点	
社会保険の加入状況		10点	
暴力団排除活動の状況		2点	
災害支援協定の締結状況		5点	
総 計		200点	

2 各事項の評点

(1) 営業の実績（売上高）

平均売上高の 170%以上	平均売上高の 120%以上170%未満	平均売上高の 70%以上120%未満	平均売上高の 70%未満
25	20	15	10

(2) 営業年数

50年以上	40年以上 50年未満	30年以上 40年未満	20年以上 30年未満	10年以上 20年未満	10年未満
15	13	11	9	7	5

(3) 経営比率

ア 流動比率

平均比率の 120%以上	平均比率の 70%以上120%未満	平均比率の 70%未満
5	3	1

イ 自己資本比率

平均比率の 120%以上	平均比率の 70%以上120%未満	平均比率の 70%未満
5	3	1

ウ 固定比率

平均比率の 70%未満	平均比率の 70%以上120%未満	平均比率の 120%以上
5	3	1

(4) 自己資本の額

1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
10	6	3

(5) 職員の状況

ア 職員数

平均職員数の 120%以上	平均職員数の 70%以上120%未満	平均職員数の 70%未満
20	15	10

イ 清掃関連資格取得者数

(ア) ビルクリーニング技能士

10人以上	5人以上10人未満	5人未満
22	15	5

(イ) 建築物環境衛生管理技術者

10人以上	5人以上10人未満	5人未満
18	10	5

(ウ) 清掃作業監督者

5人以上	1人以上5人未満	0人
5	3	0

(エ) 建築物清掃管理評価資格者 (インスペクター)

1人以上	0人
5	0

ウ 正規の職員の割合

職員の 50%以上	職員の 25%以上50%未満	職員の 25%未満
5	3	1

(6) 機械器具等の保有状況

平均台数の 120%以上	平均台数の 70%以上120%未満	平均台数の 70%未満
20	15	10

(7) 品質又は環境マネジメントシステムの認証等の取得の状況

ISO9000シリーズ	ISO14000シリーズ	エコアクション21, KES, エコステージ	ISO14001 (自己適合宣言し, 市民団体認証を受けているもの)
9	5	各3	3

(8) 育児休業制度, 介護休業制度の状況

就業規則に育児休業制度がある場合	就業規則に介護休業制度等がある場合
1	1

(9) 一般事業主行動計画の状況

次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し, 都道府県労働局に届出がある場合
1

(10) 障害者雇用の状況

障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業所であって法定雇用率が達成されているか, または, 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業所であって障害者を雇用している場合
6

(11) 社会保険の加入状況

雇用保険, 健康保険, 厚生年金保険のすべてに加入している場合
10

(12) 暴力団排除活動状況

不当要求防止責任者講習を受講している場合
2

(13) 災害支援協定の締結状況

県と災害支援協定を締結している団体の会員である場合
5